（経過措置）

2　平成二十六年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十七号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改め、同項第二号中「三万三千三百円」を「三万三千二百円」に改め、同項第三号中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改め、同項第四号中「三万三千三百円」を「三万三千二百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百十七万四千八百円」を「百十六万八千八百円」に改め、同項第二号中「九十三万九千六百円」を「九十三万六千円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百七十五万三千六百円」を「三百七十四万千六百円」に改め、同項第二号中「三百万二千四百円」を「二百九十九万四千円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百二十八万円」を「三百二十七万円」に改める。

第十二条第一項中「二十万千円」を「二十万六千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十八号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成二十四年四月」を「平成二十六年四月」に、「三万九千六百円」を「三万九千七百六十円」に、「四万九千五百円」を「四万九千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十九号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三